

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		マンション再生事業の施行の促進のための命令
根拠条例・規則等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第 9 7 条 第 2 項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課 (電話 : 048-829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません。</p> <p>(理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 令和 8 年 4 月 1 日最終改正
備 考		